

令和5年1月スタート

建設業許可・経営事項審査の 電子申請が始まります!

建設業許可・経営事項審査 電子申請システム (JCIP)

※一部の行政庁では、令和5年1月からの電子申請受付は行いません。

電子申請のメリット



▶▶ 会社・自宅からインターネットで申請

会社や自宅のパソコンから、インターネットで申請・届出書類を作成し、申請・届出ができますので、行政庁への訪庁や郵送での申請・届出が不要になります。

※従前通り、紙媒体による申請も受け付けます。 ※変更届も対象です



▶▶ データ連携により書類の取得・添付が不要

法務省(登記事項証明書)、国税庁(納税情報)等とのデータ連携により、当該書類の取得や添付が不要になります。

※令和5年1月からのデータ連携は、上記に加え技術者資格情報等になります。

※デジタル庁が提供する認証サービス「Gbiz ID」のID取得が必要となります。

※一部の手続きについてはデータ連携は行えません。



▶▶ 外部データの取込、前回申請データの再利用

外部のアプリケーション等で作成したデータの取込や前回申請したデータを利用した申請書類の作成ができますので、入力の手間が省けます。



▶▶ エラーチェック、自動計算

システムによるエラーチェックや自動計算を行いますので、申請書類の作成に係る手間が省け、作成誤りがなくなります。



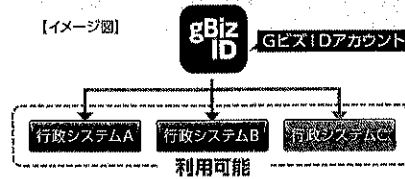
国土交通省

ご利用の前にご確認ください

▶▶ G Biz ID アカウントのご用意(必須)

システムのご利用(ログイン)にあたっては、デジタル庁が提供する「G Biz ID」が必要になります。
事前に「G Biz IDプライム」アカウントの取得、または取得後に「G Biz IDプライム」アカウントから作成した「G Biz IDメンバー」アカウントをご用意ください。

※代理申請の場合も、申請者・代理人ともにIDが必要となります。
※詳細については、「gBizID」ウェブサイトに掲載されているマニュアルをご参照ください。



▶▶ 電子化の対象となる手続の範囲

※受付開始時期は都道府県によって異なります。

○建設業許可関係

- 許可申請
(新規許可、許可換え、般特許可、業種追加、更新)
- 変更等の届出
(事業者の基本情報、経営業務管理責任者、営業所の専任技術者、営業所の代表者等)
- 廃業等の届出 ・決算報告
- 許可通知書等の電子送付
※各行政庁により取扱いは異なります。

○経営事項審査関係

- 経営事項審査申請
(経営規模等評価、総合評定値)
- 再審査申請
(経営規模等評価、総合評定値)
- 結果通知書等の電子送付
※各行政庁により取扱いは異なります。

▶▶ 取得・届出が不要になる添付書類

○バックヤード連携により、以下の添付書類の取得・届出が簡素化されます。

- 法務省(登記事項証明書)
※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可・法人
- 技術検定合格証明書



○添付の自動化により、添付書類の取得・届出が簡素化されます。

- 納税情報(法人税/所得税)
※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可・法人/個人
- 納税情報(消費税及地方消費税)
※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可/都道府県知事許可・法人/個人

※令和5年度からは、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、建設業経理士登録証等のバックヤード連携を予定

- 技術検定合格証明書(令和5年1月~)
- 建設業経理士検定試験合格証明書(令和5年度)
- 監理技術者資格者証(令和5年度)
- 建設業経理士CPD講習修了証(令和5年度)

▶▶ ご注意ください

スマートフォンからは、当サービスをご利用いただけません。

ご利用には以下のソフトウェアが必要です。

ブラウザ: Microsoft Edge、Google Chrome

PDF閲覧用ソフト: Adobe Acrobat Reader 等



◆ 本チラシに関するお問合せ

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課
TEL:03-5253-8111